資料４

市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループの協議経過等について

１　概要

（１）設置趣旨

岩手県国民健康保険運営方針「第７　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進」の規定に関する検討・協議を行うため、平成 30 年５月８日に設置。

【運営方針第７（抜粋）】 ２　広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組 （１）市町村事務の広域化・効率化の方向性 ○　将来の市町村標準保険料（税）水準の統一を見据え、市町村事務の広域化・効率化についても、岩手県国民健康保険連携会議の下にワーキンググループを設置し、国保連合会と連携を図りながら検討を進めていきます。

（２）構成員

・県 … 健康国保課国保担当課長

・市町村 … 国保地区協議会ごとに当該協議会が推薦する市町村の実務担当者（１地区１名 計７名）

・岩手県国民健康保険団体連合会 … 事務局の実務担当者（１名）

（３）協議結果（平成 30 年度）

別紙１のとおり

※H30 年度はワーキンググループ（以下「WG」と表記）を５回実施（6/21、8/7、10/19、12/20、2/13）

２　令和元年度の協議状況について

（１）協議方針

平成 30 年度からの協議事項や、国保運営方針において検討･協議を進めるとしている事項のほか、昨年度実施した市町村への照会で挙げられた事項等のうち、**市町村事務の全県的な効率化に高い効果が期待される事項**や、**県内で事務を統一する必要性が高い事項**を**優先して協議**する。

なお、優先事項の選定にあたっては、市町村及び国保連合会に意見照会のうえ、ＷＧで協議する。

また、別途、本県において令和２年 10 月からの実施に向けて取組を進めている「市町村事務処理標準システムの共同利用」に係る検討過程で挙げられた協議事項のうち、市町村事務の広域的及び効率的な実施に関わる事項についても、必要に応じて、本ＷＧにおいて協議する。

（２）構成員

別紙２のとおり

（３）スケジュール

２月に１回程度ＷＧを実施（今年度はこれまでに 6/18、8/7 に実施）

（４）今年度の協議事項

以下の事項について優先して協議することとなった。

（ア）「被保険者証と高齢受給者証の一体化」

（イ）「高額療養費の支給に関する事務の統一」

（ウ）「短期被保険者証・資格証明書の交付に関する事務の統一」

（エ）「申請・届出に関する事務処理の統一」

（オ）「市町村事務処理標準システムの共同利用に伴う共通仕様とするべき事務項目」

（選定の考え方）

- 市町村及び国保連合会へ意見照会した結果のうち、意見の数が多かった上位４項目（(ア)～（エ)）は、保険給付等各種サービスの平準化の観点から、いずれも県内で事務を統一する必要性が高い事項と考えられるため、優先して協議
- 「市町村事務処理標準システムの共同利用に伴う共通仕様とするべき事務項目」については、来年10月からの共同利用に向け、必要に応じて協議（例：「被保険者証と高齢受給者証の一体化」）

（５）協議結果（成果）

○ 被保険者証と高齢受給者証の一体化

ア　概要

- これまで別々に交付していた国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一体化し交付しようとするもの。
- 被保険者の利便性向上の観点から、国は、一体化の取組を推進するため、平成 30 年８月に国民健康保険法施行規則を改正し、規定を整備。
- 本県では、すでに３市町村が一体化を実施済み。

イ　ＷＧでの協議結果

- 県内において統一的に一体化を行うこととし、その実施については、市町村事務処理標準システムの導入により、20 市町村において一体証へ切り替えるためのシステム上の環境が整う令和３年度を、一体化の完了時期（予定）として設定することとした。
- **一体化の完了時期（予定）を令和３年度とすることを本県における事務処理標準（別紙３）として定める**こととした。

ウ　取組への反映

- **事務処理標準**について、８月 30 日開催の岩手県国民健康保険連携会議において**全市町村の了解を得た上で、同日施行した。**

（参考）

市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ設置要領

（目的）
第１　岩手県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）第７の規定に関する事務的な検討、協議を行うため、岩手県国民健康保険連携会議設置要綱第４条の規定に基づき、市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（所掌）
第２　ワーキンググループは、次に掲げる事項について、事務的な検討、協議を行うものとする。
（１）　保険者事務の共同実施に関すること。
（２）　市町村事務の共通化に関すること。
（３）　その他岩手県国民健康保険連携会議座長（以下「座長」という。）が必要と認める事項。

（構成員）
第３　ワーキンググループは、以下の者から座長が指名する者で構成する。
（１）　岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長
（２）　国保地区協議会の地区ごとに当該地区協議会が推薦する市町村の実務担当者
（３）　岩手県国民健康保険団体連合会事務局の実務担当者
２　岩手県保健福祉部健康国保課国保担当課長は、ワーキンググループを招集し、会議の議事進行を行う。
３　ワーキンググループは、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）
第４　ワーキンググループの庶務は、岩手県保健福祉部健康国保課において行う。

（その他）
第５　この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則
この要領は、平成30年５月８日から施行する。

平成 30 年度の協議結果

No.	検　討　事　項	検討結果
1	**●普通交付金の交付方法** 論点 ・　県は、保険給付費の全額を普通交付金として市町村に支払う仕組みとなったが（市町村は保険給付費を国保連へ支出）、**市町村の事務負担の軽減のため、県から直接、国保連に支払うことができないか。** 協議結果 ・　「直接払い」に変更した場合、市町村に新たな事務（国保連との契約締結、会計上の振替処理等）が発生するなど、**事務負担は軽減せず**、また、県と国保連の事務負担は増加することから、**現行どおり「市町村払い」を継続する。**	**検討終了**
2	**●特別交付金（県繰入金２号分）の交付基準の見直し** 論点 ・　県の一般会計からの繰入金（２号分）を財源とし、**市町村の取組状況に応じて県が交付する特別交付金**について、平成 17 年度以降の交付基準等の大きな見直しが行われておらず、**国保制度改正に合わせて交付基準を見直すべき。** 協議結果 ・　**「岩手県国民健康保険運営方針」に掲げる取組事項や目標の達成に資する内容の交付基準に見直す。**（見直しは、平成 31 年度適用分から）	**検討終了**
3	**●保険者努力支援制度（都道府県分）の配分** 論点 ・　平成 30 年度から実施される**保険者努力支援制度**（医療費適正化や財政基盤強化の取組に努力が認められる保険者に国が交付金を交付）**の都道府県分の配分方法について検討が必要。** 協議結果 ・　**県が実施する取組（保健事業）の経費へ充当し、残額を、市町村が県へ納付すべき納付金の総額から差し引く。**	**検討終了**
4	**●県による保険給付の点検** 論点 ・　新たな国保制度では、県が保険者となることによって、**県の広域性・専門性を生かした給付点検の実施が可能**とされた。 ・　**「岩手県国民健康保険運営方針」**において、県による保険給付の点検は、費用対効果等を検討しながら、**今後市町村と協議を進める**こととしている。 協議結果 ・　平成 31 年度からの本格実施に向け、**国からの通知等を参考に事務処理方針を策定。**	**検討終了**
5	**●県による不正利得の回収に係る事務の取扱い** 論点 ・　県は、**市町村の委託を受けて**、保険医療機関等による**不当・不正請求等に係る費用返還事務を行うことが可能**とされた。 ・　**「岩手県国民健康保険運営方針」**において、県への委託について、**今後市町村と協議を進める**こととしている。 協議結果 ・　国からの通知等の解釈の整理のほか、国民健康保険法、地方自治法の解釈など関係規定等を確認して整理をする必要があることから、**令和２年度以降のＷＧにおいて継続して協議**する。	検討継続

（資料 4）別紙２

令和元年度市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ構成員名簿

構成員職・氏名
（岩手県） 岩手県保健福祉部健康国保課　国保担当課長　佐々木　浩一
（国保盛岡地区協議会） 滝沢市健康福祉部保険年金課　主任主査　植野　秀剛
（岩手中部地区国保協議会） 遠野市総務企画部市民課　国保年金係長　菊池　真由美
（胆江・一関地区国保協議会） 平泉町町民福祉課　主査　鈴木　麻弥
（大船渡・釜石地区国保協議会） 陸前高田市福祉部保健福祉課　課長補佐兼国保介護係長　臼井　秀子
（国保宮古地区協議会） 宮古市市民生活部総合窓口課　国民健康保険係長　大越　公
（国保久慈地区協議会） 野田村住民生活課　総括主査　松頭　容子
（国保二戸地区協議会） 二戸市健康福祉部国保予防課　副主幹　安ケ平　均
（岩手県国民健康保険団体連合会事務局） 岩手県国民健康保険団体連合会　審査部審査管理課　課長補佐　関口　みどり

（資料 4）別紙３

健　第　　６１６　号
令和元年８月 30 日

各市町村国民健康保険主管課長　様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化に係る
岩手県事務処理標準について（通知）

本県の国民健康保険制度の運営につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証に関しては、被保険者の利便性向上の観点から、国において、一体化の取組を推進するため、平成 30 年８月に国民健康保険法施行規則において規定の整備を行ったところであり、本県においても、すでに一体化を実施、または具体的な実施時期を決定している市町村があります。

今般、上記を踏まえ、「岩手県国民健康保険連携会議」及び「市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループ」（いずれも平成 30 年５月８日設置）における協議の結果、下記のとおり岩手県事務処理標準を定めましたので、お知らせします。

今後とも、被保険者や医療機関等の利便性向上の観点から、一体化の推進につきまして、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

１　岩手県事務処理標準
　国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証は、一体化し交付する。

２　一体化の完了時期（予定）
　令和３年度に一体化を完了する。

※　ただし、令和３年度以降に、市町村事務処理標準システムを導入する意向の市町村にあっては、市町村事務処理標準システムの導入以降に、被保険者証と高齢受給者証を一体化し交付することも、考えられる。

［連絡先］
岩手県保健福祉部健康国保課　国保担当
電話：019（629）5479

参　考

（１）被保険者証と高齢受給者証を一体化した証（以下、「一体証」という。）の有効期限について

高齢受給者証は、所得区分の判定のため、現在、全国すべての市町村が７月末を有効期限としているところであり、一体証とした場合、有効期限は７月末となる。

（２）一体化の完了時期（予定）の考え方

① 本県では、令和２年 10 月に、16 市町村が市町村事務処理標準システム（以下、「標準システム」という。）を導入する予定であること。

※ ３町がすでに導入済、１市が令和２年４月に導入予定

② 標準システムの導入により、各市町村は、一体証のパラメータを任意に選択できるようになること（パラメータの選択は無料）。

③ （１）のとおり、一体証の有効期限は７月末（発行期日は８月１日）となるため、①の 16 市町村にあっては、令和３年（８月）に一体証へ切り替えることが現実的であること。

④ 20 市町村が、一体証へ切り替えるためのシステム上の環境※が整う令和３年度を、一体化の完了時期（予定）とすること。

※ その他の要素、例えば要綱等の改定や事務スケジュールの見直し、住民への周知等については、一体証への切替までの２年間において行うものとする。

⑤ 令和３年度以降に、標準システムを導入する市町村にあっては、令和３年（８月）に一体証へ切り替えるためには、自庁システムを改修する必要がある※こと。

※ ベンダー等への確認を要する。

⑥ 一体証への切り替えは、被保険者や医療機関等の利便性向上に資するものと考えられるが、これらの効果に対して要する費用※等を勘案の上、各市町村の判断により、標準システム導入以降に切り替えることも考えられること。

※ 費用の考え方は、標準システム導入までの期間等により、市町村ごとに異なると考えられる。

（３）その他（添付資料）

・「国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進について」
（保国発 0730 第１号平成 30 年７月 30 日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

・「国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進（概要）
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－」（平成 30 年３月 13 日）

※ 添付省略